

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松江市長

市町村名 (市町村コード)	松江市 (32201)	
地域名 (地域内農業集落名)	揖屋干拓地区 (川向・崎田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者17経営体、認定新規就農者8経営体が耕作している。
- ・70歳以上の農業者のうち、約50%の人が継続して営農を考えている。
- ・水はけが悪い、礫があり大型機械が入れないなど改良の必要な農地もある。

【地域の基礎的データ】

主な耕作者:99経営体

主な作物:野菜(キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、津田かぶ、サツマイモ、カボチャ等)、牧草、西条柿

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在、将来的に規模縮小の意向の土地で、積極的に新規就農者が営農できるようにすることで、主な作物の生産拡大に取り組む。
- ・生産性を向上させる方法を、市、県、JA、(公財)しまね農業振興公社、土地改良区が連携して検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	202.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	202.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・土壌の違いにより、作物が適切に耕作されている状態を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・原則として、地域全体の農地は農地バンクに貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・給水栓の更新を計画的に行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、県やJAなどの関係機関と連携して、認定農業者など地域内外から多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要があれば、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦関係者で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う。
 ⑩耕作者が意欲的に営農を続けていけるようなイベント(農業祭など)開催を検討する。